

しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん 手話通訳者・要約筆記者を派遣します

すぎなみくしゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけんじぎょう 一杉並区手話通訳者・要約筆記者派遣事業一

ちょうかく しょうがい かた しゅわつうやく ようやくひっき いしそつう しえん ひつよう ばあい しゅわつうやくしゃ
聴覚に障害のある方などが、手話通訳・要約筆記による意思疎通の支援を必要とする場合、手話通訳者・
ようやくひっきしゃ はけん りよう もう こ ほうほう ちゅういてん あんない
要約筆記者を派遣します。このリーフレットでは、ご利用にあたっての申し込み方法や 注 意点をご案内
します。

りよう かた ○ご利用いただける方

- すぎなみくない じゅうしょ ちょうかく しょうがい かた いしそつう しえん ひつよう かた
・杉並区内に住 所のある、聴 覚に障 害のある方など、意思疎通に支援を必要とする方
- ちょうかくしょうがいしゃとう しゅ こうせいじん すぎなみくない だんたい
・聴 覚 障 害 者 等 を 主 た る 構 成 員 と す る 杉 並 区 内 の 団 体

りよう ばめん ○ご利用いただける場面

びょういん こうきょうきかん そうだん てつづ など きがる りよう
病 院 や 公 共 機 関 へ の 相 談 ・ 手 続 き 等 、 気 軽 に 利 用 で き ま す 。

いちじかんないない みじか じかん りよう
一 時 間 以 内 な ど 短 い 時 間 で も 利 用 で き ま す 。

ただし、政治・宗教・営利活動に関する通訳派遣はできません。

ぶんか きょうよう 文化・教養

- こうえんかい い
・講演会に行きたい
- こうしゅう う
・講習を受けたい



く 暮らし 暮らし

- ほごしやかい い
・保護者会に行きたい
- ぎんこう い
・銀行に行きたい



ふくし 福祉

- くやくしょ い
・区役所に行きたい
- ほうりつそうだん い
・法律相談に行きたい



けんこう 健康

- びょういん い
・病院に行きたい



かつどう 活動

- じちかい かいぎ
・自治会の会議
しゅつせき
に出席したい



ひよう ○費用

むりよう
無料

しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけんひ しゃれいきん すぎなみく ふたん
※手話通訳者・要約筆記者への派遣費（謝礼金）は杉並区が負担します。

ちよう こ と あ さき ＜申し込み・問い合わせ先＞

とうきょうしゅわつうやくとうはけん 東京手話通訳等派遣センター

じゅうしょ とうきょうとしんじゅくくしんじゅく だい かい
住所： 東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

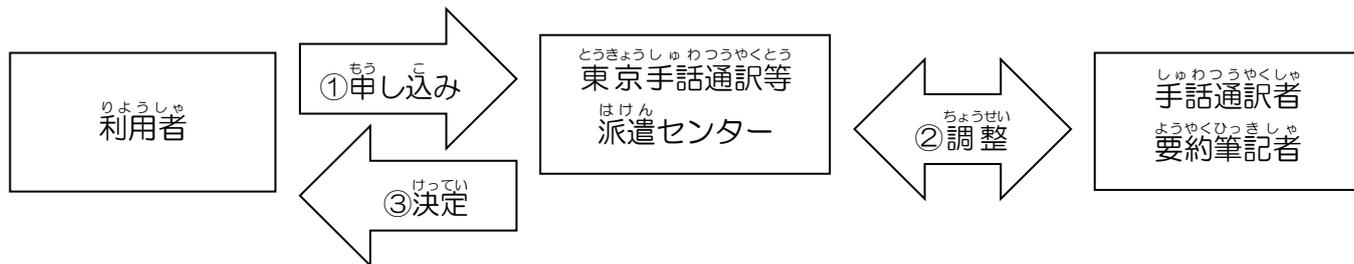
かいしょじかん へいじつ とうようび にちよう しゅくじつ きゅうぎょう
開所時間：平日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00（日曜・祝日は休業）

すぎなみくせんようまどぐち でんわ
（杉並区専用窓口）◎電話／FAX：03-5379-8766

◎メー ル：suginami@tokyo-shuwacenter.or.jp

○申し込み方法

利用者からの申し込みにより手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。



①申し込み（利用者 ⇒ 派遣センター）

申込書に必要事項を記入し、ファクスまたはメールでお申し込みください。

代理の方による電話での申し込みも可能です。

※申込書の確認をした後、受付が完了した旨を連絡します。

②調整（派遣センター ⇄ 通訳者等）

申し込み先である東京手話通訳等派遣センターが通訳者等の調整を行います。

手話通訳者・要約筆記者を指名することはできません。

③決定（派遣センター ⇒ 利用者）

派遣する手話通訳者等が決定しましたら、通訳者等決定のお知らせをいたします。

○ご利用いただけるサービス

登録区分	種類	手法	備考
杉並区登録	手話通訳者		杉並区の認定試験に合格し、登録している手話通訳者です。
東京手話通訳等 派遣センター登録	手話通訳者		手話通訳士の資格を有し、派遣センターの認定している手話通訳者です。
	要約筆記者	全体投影 ノートテイク	全国統一登録要約筆記者認定試験（派遣センター登録試験）に合格している要約筆記者です。 ※手書きかパソコンを選んでください。

※全体投影とは、要約筆記をプロジェクター等によりスクリーンへ映し出して伝える手法です。

※ノートテイクとは、利用する方のそばでその人のみに伝える手法です。

手話通訳者・要約筆記者には業務上知り得た内容については、絶対外部に漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。安心してご利用ください。

○要約筆記をご利用するにあたってのお願い

より良い情報保障を行うために、下記についてご配慮をお願いします。

1. ご用意いただくもの

ノートテイク	水性ボールペン（0.7 mmまたは 1.0 mm） 用紙（A4 または B5） 延長コード 人数分の机 といす	} 手書きの場合 } パソコンの場合
全体投影	OHC（書画カメラ） プロジェクター OHCを載せる机 スクリーン ロールシート マジックペン 表示用パソコン LANケーブル スwitchingハブ プロジェクター スクリーン 延長コード 人数分の机 といす	} 手書きの場合 } パソコンの場合

※詳細はお問い合わせください。

2. 資料の準備

資料等がありましたら、できるだけ派遣日の5日前までにご提出ください。

いただいた資料は返却します。

3. 時間について

機材のセッティングのためパソコンノートテイク、手書き全体投影は通訳開始30分前に、パソコン全体投影は1時間前に伺います。

要約筆記で書き終わったロールや用紙は、通訳終了後は音声と同様に消えたものとお考えください。

要約筆記は、書いたものを残す『記録』ではありません。そのため、通訳として書いたものは証拠にはなりません。具体的には次のような行為はご遠慮ください。

- ① コピーして配ったり、みんなでまわし読みしたりすること。
- ② 議事録作成・報告書作成などに際し、確認に使うこと。
- ③ 確認のためロールを戻すこと。

○注意していただきたいこと

1. 派遣依頼日の1週間前までにお申し込みください。直前になりますと手話通訳者・要約筆記者の派遣ができない場合もあります。ただし、急病等緊急の場合は直前でも構いません。
2. 資料等がありましたら、できるだけ派遣日の5日前までにご提出ください。
3. 手話通訳者・要約筆記者を指名することはできません。
4. 手話通訳者・要約筆記者のための飲食をご用意いただく必要はありません。
5. 特に配慮して欲しいことや希望がある場合は、申し込み書の備考欄に記入してください。
6. 事故や生命に関わるような緊急の場合は、警察、消防までご連絡ください。

※この事業は限られた予算内で運営しています。できるだけ多くの方にご利用いただくため、ご依頼の回数や内容によっては事前にご相談させていただく場合がありますので、ご了承ください。

<申し込み・問い合わせ先>

東京手話通訳等派遣センター

住所：東京都新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

開所時間：平日 9:00~19:00 土曜日 9:00~17:00 (日曜・祝日は休業)

(杉並区専用窓口) ◎電話/FAX : 03-5379-8766

◎メール : suginami@tokyo-shuwacenter.or.jp

